

税

市・府民税 第2期分の
納期限は8月31日(水)です

問合せ 税務課

税務署からのお知らせ

個人事業者の消費税及び地方消費税の中間申告と納付

個人事業者で、令和3年分の確定消費税額（地方消費税は含まれません）が48万円を超える人は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。中間申告の方法については、「前年実績による中間申告」と「仮決算に基づく中間申告」の2つの方法のいずれかによることができます。

なお、「令和3年分の確定消費税額」とは、令和3年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、修正申告若しくは期限後申告を行った場合または更正もしくは決定が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。

前年実績による中間申告

令和3年分の確定消費税額に応じた、次の表により算出した

令和3年分の確定消費税額	中間申告・納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限
48万円超 400万円以下	年1回	令和3年分の確定消費税額の12分の6の消費税額とその78分の22の地方消費税額	8月31日(水) 振替納税利用の場合の振替日(*) 9月28日(水)

(*) 新たに振替納税を利用するには納付期限 [8月31日(水)] までに、「振替納税依頼書」の提出が必要です。

中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」および「納付書」を所轄の税務署から送付しますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するともに、消費税及び地方消費税を納付してください。

なお、令和3年分の確定消費税額が400万円超となる場合の中間納付税額などについては、税務署まで問い合わせてください。

仮決算に基づく中間申告

「前年実績による中間申告」の方法に代えて、各中間申告対

象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付ができます。

なお、この計算によりマイナスとなった場合でも還付を受けることはできません。(マイナスとなった場合は、中間申告税額は「0」になります。) また、仮決算による中間申告書は、申告期限までに提出してください。

問合せ 泉佐野税務署
(☎462-3471)

泉南府税事務所からのお知らせ

個人事業税の納税通知書と第1・2期分の納付書を送付します。各納期限までに納めてください。

※年間税額が1万円以下の場合、第1期分の納付書のみです。

- 第1期分納期限…8月31日(水)
- 第2期分納期限…11月30日(水)

納付場所・方法

- 府税事務所
- 府の指定金融機関、指定代理金融機関もしくは収納代理金融機関
- コンビニエンスストアなど
- Pay-easy (府税の収納を扱う金融機関 [ゆうちょ銀行を除く] の対応方法により納付が可能)
- au PAY (請求書支払い) ●d払い請求書払い ●PayB
- PayPay請求書払い ●LINEPay請求書支払い
- 楽天銀行コンビニ支払いサービス

また、納期限日に指定口座から自動引き落としされる口座振替制度もご利用ください。

問合せ 泉南府税事務所 (☎439-3601)

※詳しくは、問い合わせてください。府税のホームページもご覧ください。検索は「府税あらかると」で

納税が困難な場合は、納税の猶予制度がありますので、早めに相談してください。

国民年金

申請・問合せ 国保年金課

申請免除・納付猶予

令和4年度の申請を受け付けています。

※昨年度に継続申請が承認されている場合、申請の必要はありません。

対象 7月～来年6月分保険料 ※詳しくは、広報7月号をご覧ください。

国民健康保険

問合せ 国保年金課

納付勧奨等コールセンター

「泉佐野市国民健康保険料納付勧奨等コールセンター」では、市が業務委託した民間企業の電話オペレーターが、次の業務を行っています。

- 納付の勧奨、口座振替の推進
- 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料などを納め忘れている人への納付を呼びかけます。
- 特定健診やジェネリック医薬品の案内：特定健診の受診勧奨やジェネリック医薬品の利用勧奨を行います。

還付金詐欺にご注意ください

市役所の職員やコールセンターのオペレーターが、ATM機(現金自動預け払い機)を利用した現金振込をお願いすることや、キャッシュカードの暗証番号をお伺いすることは、一切ありません。

